

中世北野社松梅院史の「空白」 ——松梅院伝来史料群の批判的研究に向けて——

佐々木 創

はじめに

室町時代、京都の北野社について論じた研究は、神社史・信仰史はもちろん、芸能史・都市史・美術史・連歌史など多岐に渡り、枚挙にいとまがない。これらの研究の北野社についての論じ方には、大きく分けて二つの種類がある。一つは主に北野社と外部との関係性に注目するもの。もう一つは主に北野社内部に目を向けようとするものである。北野社と外部との関係性に注目する研究とは、北野社の諸史料に見られる信仰・芸能・連歌・検断権などについての個別の事例に注目し、北野社以外における同様の事例と比較することにより、テーマ史の中に北野社における事例を位置づけようとするものである。

北野社内部に目を向けた研究とは、竹内秀雄氏がその著書『天満宮』においてなされたような、中世における北野社神人や北野社領について史料批判を行い史料の性格を押さえ、祭祀・神社組織・構成員など「具体的な北野社像」を明らかにしようとするものである。社寺研究を行うために不可欠な文書論、組織論も内部に目を向ける研究にあたるだろう。

ところが、そのように焦点が「具体的な北野社像」を明らかにすることに向けられた研究は、先行研究の数の多さに比して意外なほど少ないのではあるまいか。¹⁾ 本来であれば北野社研究の核となるであろう「具体的な北野社像」にせまる研究が少ないことには、一つ理由があるように思う。北野社に関わる諸史料の性格は捉えにくい。なぜだろうか。以下、北野社研究の基本史料の性格を見つめ直し、問題点を指摘する。

現在、研究者が北野社の研究を行う際に用いる根本史料を列挙しよう。『北野誌』三卷²⁾、『北野天満宮史料』（『古文書』、『古記録』、『宮仕記録』、『目代記録』等、既刊十一卷³⁾）、『北野神社文書』一卷⁴⁾、『北野社家日記』既刊七卷⁵⁾。中でも室町時代の根本史料は『北野社家日記』である（第一～第六校訂・解題竹内秀雄氏、第七校訂山田雄司氏）。

『北野社家日記』はいかなる性格の史料であろうか。『北野社家日記』とは「京都北野天満宮祠官松梅院に襲蔵されていたもの」であり、元来それらの「『引付』には、日次記とその抄録、別記・部類記」等があった（以下、これら松梅院に伝来した日次記、抄録、別記、部類記全体を指して「松梅院伝来史料群」と呼ぶこととする）。しかし、『北野社家日記』と題して刊行するにあたりその収録を「日次記に限り、断片的メモ風な記載は省略の方針を取ることにした」という。⁶⁾ つまり、『北野社家日記』とは、「松梅院伝来史料群の中から、刊行の過程において日次記だけを選び出し、『北野社家日記』と名付けたもの」のことである。

このような刊行形態をとらざるを得なかった一因として、松梅院伝来史料群はその全容が解明されていない点があ

げられる。なぜならば「明治維新以後の神仏分離政策によって僧形であった同院（＝松梅院、筆者注）は没落を余儀なくされ、伝来の文書群も四散」してしまっただからである。^⑦

このように北野社研究において重要な松梅院伝来史料群は、神仏分離に伴う史料群の四散という史料自体の歴史に起因して、どの時代の松梅院にどのような史料が伝わっていたのかという復元的研究・史料論が試みられていない。それゆえに刊行形態が分かれてしまい、日次記（『北野社家日記』）とそれ以外の抄録（『北野社家日記』第七（以下『第七』と略す）や『北野天満宮史料』の一部）との関係も捉えにくいものとなってしまった。^⑧一方で、室町時代の北野社研究を行う際重要な存在となるのが、中世以降多くの「引付」を残してきた松梅院そのものであることは明らかであろう。

ところが北野社研究史の核足り得るはずの松梅院研究には、多くの空白・偏りがある。松梅院歴代の人物名だけであれば、系図によって確認することはできる。また松梅院研究としては小泉恵子、太田順三、桜井英治の三氏が、足利義持・義教期の松梅院禅能について彼の政治的、経済的立場を論じ、鍋田英水氏は足利義政から義材にかけての松梅院禅予（史料中「禅豫」と記されるが以下「禅予」とする）と北野社祠官の組織「一社」との関わりについて論じた。しかしながら、禅能以降禅予まで松梅院主がどのように引き継がれ、どのような活動をしていたのかについては史料制約もありほとんど明らかにされていない。松梅院研究には点と点は存在しても、それらは線では結ばれていないのである。

実は、そのような空白期松梅院の人々によって書かれた史料が近年刊行された『第七』に収められている。「社家條々抜書」、「社家條々引付」、「社家引付」、「社家条々引付」がそれである。「社家條々抜書」、「社家條々引付」は内扉書や原表紙からいずれも「嘉吉元年」に「禅融」なる人物によって記されたものであることがわかる。「社家引付」、

「社家条々引付」はともに筆者名が記されていないものの、「社家引付」については「嘉吉三年之記」という後補表紙を持つている⁽⁹⁾（以下、これらをまとめて言う場合には「嘉吉四史料」とする）。

これら「嘉吉四史料」は、時代的に禅能以降の空白期松梅院の在り方を知るために重要な史料であると考えられる。しかし史料の性格や筆者についての史料批判的考察が必須である。そもそも「禅融」とは何者なのだろうか。桜井氏は既に「松梅院主を代行」した禅融について言及されている⁽¹⁰⁾。しかし、彼がなぜ松梅院主を代行し得たのか、どのような活動を行っていたのかについてはまだ不明な点が多い。

禅融という人物についてより多くを明らかにすることにより、松梅院歴代の変遷を追うこと、空白期の松梅院史を紐解くことが可能となる。そのことは「嘉吉四史料」の性格を解明することに繋がる。そしてこれらの作業は北野社研究の基本史料の性格を捉え、中世における松梅院伝来史料群の「在り方」や、北野社の組織等の問題を検討する際には必要不可欠となる。本稿では上記を念頭に置き、空白期の松梅院の人物、禅融についてその松梅院史における位置づけを明らかにしようと思う。

方法としては『第七』所収の引付類を始め、『北野社家日記』や『北野天満宮史料』等の中から当該期の松梅院に関わる諸史料を網羅的・横断的に検討し直すこととする。固定観念を振り払い複雑な人間関係を紐解くため、曖昧なまま用いられている感のある松梅院主が兼帯した諸職や北野社の諸組織などに関する言葉を定義することを心がけ、今後の北野社研究の基礎としたい。

禅融の人物について知るためには、禅融が松梅院の歴史においてどのような時代に登場するのかを押さえておく必要がある。そこで、研究の豊富な松梅院禅能の時代以降に絞って、松梅院歴代の変遷の中に禅融の登場を位置づけた。松梅院歴代の変遷を追うための手がかりはいくつかあるが、有効な方法としては將軍御師職や造営料所の奉行職、

御手水神事相伝の系譜を追うことがあげられる。特に將軍御師職は、松梅院だけに伝わる職ではないものの、松梅院は常にその異動に深く関わった。また、松梅院が持っていた他の職掌に比べ、將軍御師の変遷はその全体を復元しやすい。

それでは北野社における禪能以降の將軍御師の変遷を追うことから、中世北野社松梅院史の「空白」の検討を始めることとする。

一 禪能失脚後の北野社將軍御師の変遷

1

松梅院歴代の変遷を明らかにしようとする時、北野社將軍御師の変遷を追うことが必要不可欠である。北野社將軍御師とは、北野社において足利將軍家と師壇関係を結んだ祠官のことを言う。その職掌としては、尊氏・直義兄弟によって命ぜられた六ヶ御願（六種の祈祷）を丹波国船井庄地頭職得分をもって勤仕し、船井庄所務ならびに毎日勤行奉行を務めた。¹⁾さらに、足利義教によって六個の供養法が追加され、將軍の誕生日などには巻数の進上も行っている。²⁾北野社には將軍御師以外にも祠官と天皇を始めとする各公家との間に師壇関係が確認され「御師職」が存在するが、本稿では特に断らない限り御師とは將軍御師のことを指すものとする。

さて、足利尊氏・直義による二頭政治の頃、北野社は松梅院禪陽（尊氏御師）・光園院守慶（直義御師）という二名の御師による「二頭体制」を取っており、「観応の擾乱の混乱の中で、この体制が崩れて松梅院の独裁へと移行」したことが小泉恵子氏によって明らかにされている。³⁾その結果、室町期の北野社において、ほとんどの期間御師を務

めたのは松梅院であった。

このような松梅院の御師としての性格は、二つの側面に分けて考えることができる。一つは師檀関係に基づき、將軍の北野社参籠時に宿坊を提供することを中心とした、いわゆる「御師」としての側面。もう一つは六ヶ御願を中心し、足利將軍家のための祈祷を行う「御祈祷師」としての側面。いずれの側面も足利將軍家の北野社信仰と密接に関わっているが、特に後者の「御祈祷師」としての側面からは、足利將軍家の私的祈祷を担った護持僧との共通点が指摘されている。¹⁴

北野社参籠に関しては、特に足利義持の参籠の多さが『満濟准后日記』から読み取れる。桜井英治氏は義持の参詣・参籠についてまとめられ、それによると、義持は出家後の応永三十年から三十四年までの毎年、年間三十日以上北野社に参詣・参籠している。¹⁵ また、村尾元忠氏によれば、義持の寺社への渡御について「応永二十年より同三十四年までの一五年間を通計して渡御先で最も多いのは北野天満宮（及びその公文所禅能法印坊）」であるという。¹⁶ この「公文所禅能法印坊」こそ、義持期の松梅院主、松梅院禅能である。

松梅院禅能については既に小泉恵子、太田順三、桜井英治の三氏によって明らかにされている部分が多い。それぞれの研究成果をpushさえ、その上で残されている課題について述べておきたい。

まず禅能の失脚に関して、小泉氏は禅能が永享二年に政治的に失脚していることを、太田氏は禅能が同時期に経済的にも没落していることを明らかにした。桜井氏はこの政治的失脚と経済的没落とが、禅能による一連の経済活動において起こった出来事であったことを明らかにした。今後は、社領と債務の問題を室町期北野社の歴史全体の中に位置づけ、社領や松梅院当知行地の具体像、諸祭礼との関わりについて検討しなければならない。

次に禅能失脚後の御師職や松梅院について。小泉氏は禅能の失脚を北野社祠官内部の派閥争いの歴史に位置づけた。

この派閥争いは、松梅院・光蘭院をそれぞれ中心として足利尊氏・直義以来行われてきたが、禅能後の御師職が松梅院の手を離れ、光蘭院へと移ることの背景が明らかにされた。また、禅能後の松梅院の人物については桜井氏が言及をされている。ただし、先述の通り禅融についてその人物が必ずしも押さえられておらず、松梅院歴代の変遷を把握するまでには到っていない。

また、総じて室町後期の松梅院主が行った諸活動の一つ一つがどのような立場に立ち、どのような権限に基づいて行われていたのか、つまり奉行職や公文所職、御殿職等の実態は詳細には解明されていない。

2

以上、松梅院禅能に関わる研究における成果と課題について述べた。それでは、禅能後の御師の変遷について、まずは同時代史料から逐一追っていく。禅能後の御師に関する記述は、永享四年（一四三二）、『満濟准后日記』に始まる。既に小泉氏も内容については触れておられるが、史料を挙げて確認しておきたい。

今夜於^二亭子院^一。北野社僧^{実名不知}之。湯起請取^レ之云々。題目ハ。七月七日御手水事。於^二北野^一ハ第一重事也。禅能法印外存知相傳者無^レ之。而禅能法印ハ違^二時宜^一間。所帯以下大略改動歟。頗如^二籠居^一也。仍此手水事第一珍事處。只今湯起請法師一年為^二禅能法印代官^一勤^二此役^一了。仍相傳覺悟分。北野當御師^號云々。實名不知^レ之法師^二悉可^二相傳^一由。以^二奉行飯尾肥前^一被^二仰付^一云々。仍相傳了。爰相傳相殘事在^レ之歟之由申入歟。仍御尋處。於^二覺悟分^一者不^レ殘^二一事^一悉相傳仕云々。然者不^レ殘^二一事^一由。可^レ取^二湯起請^一之由被^二仰付^一云々。仍今夜取^レ之歟。

七月七日に行われる「御手水」神事は北野社において「第一重事」とされる重要な神事であった。満済によれば、この神事について存知相伝していたのが「禅能法印」だったのだが、禅能は先述の通り永享二年に失脚している。「北野社僧」が一年禅能の代官として御手水神事の役を勤めたとあるから、あるいは永享三年の御手水神事についてはこの代官が執り行ったのかもしれない。しかし、永享四年の御手水神事については代官ではなく「北野當御師」「香園院」が行うことになったと考えられる。そのため、禅能の代官を勤めた北野社僧から香園院への相伝が行われた。

ところが、香園院側から相伝されていないことが残っているのではないかという申入れがなされた。社僧は知りうる限りの全てを相伝したというものの、義教は「不_レ残_二一事_一」相伝したことについて亭子院で湯起請を取ることを命じたのであった。

永享四年の御手水神事に関しては、宝寿院実祐が光園院乗慶に相伝したことが記録されている。⁽¹⁸⁾字は異なっているものの音が同じであり、この光園院乗慶こそは満済が「當御師」とした「香園院」に間違いはない。永享四年当時の御師は「光園院乗慶」であった。

さらに、満済は翌永享五年に「北野新御師慶雅_號^二_{密乗院}^一云々。并明憲_號^二_{寶成院}^一云々。兩人參申了」と記し、この時点で新たに補任されたのであろう「新御師」として「密乗院」「慶雅」の名をあげている。⁽¹⁹⁾

禅能の失脚以降に御師職を持っていた人物として二人の人物を確認することができた。一人は永享四年時点の光園院乗慶。もう一人は永享五年時点の密乗院慶雅である。

ところで、満済が記した「密乗院慶雅」について小泉氏は、嘉吉三年（一四四四）の「社家条々引付」に「_{密乗院}権大僧都」と記されていることを根拠に、永享五年（一四三三）時点に見られる「密乗院を慶雅とするのは、満済の

何らかの誤認であろう」とされた⁽²⁰⁾。果たしてそう言えるのだろうか。

『第七』には、永享年間に「密乘院慶雅」が実在したことを示す史料が見られる。以下に二つの史料を掲げ検討したい。

① ^{同脚代}、北野宮寺造管料所和泉国大鳥庄内下條、美濃国日野郷地頭職、越前国徳光保并内野嶋等事、密・乘・院・慶・雅

相共致^二奉行^一、光蘭院乘慶令^レ全^二領知^一、不朽様可^レ致^二沙汰^一之状如^レ件、

永享^(三七)三年十二月廿三日

右近衛大将源朝臣御判⁽²¹⁾ (傍点筆者)

② 一、北野宮領和泉国大鳥郷、美濃国日野郷、越前得光保、内野嶋等事、密・乘・院・今・内・野・慶・雅・妙・藏・院・祐・縁・相・共

致^二奉行^一、可致奉行既各可抽奉行各可^レ抽^二造功^一之状如^レ件、

永享五年五月十八日

御判

此案文、結城越後守亭^江、宝成院へ付置間、為^二後證^一可^二写留^一由被^レ申間、具注置者也⁽²²⁾ (傍点筆者)

①についてその性格から検討を始めると、この文書は「目安申状」の中に収められ、特に①の文書前後・周辺には多くの足利義教御判御教書が見られる。そこからは永享二年に光蘭院乗慶が次々と北野宮寺領の奉行職、免除特権等を獲得する様子を読み取れる。それらを年代順に列挙すれば以下のとおりである。

A 永享二年六月九日 丹波国船井庄奉行職を獲得⁽²³⁾、

B 同年八月十六日 四季五ヶ度千句料所近江国八坂庄奉行職を獲得、⁽²⁴⁾

C 同年十月四日 尾張国浅野・摂津国榎並庄一部を祈禱料所として得る、⁽²⁵⁾

D 同年十二月二三日 船井庄諸公事臨時課役守護役段銭人夫以下免許を獲得、⁽²⁶⁾

これらはいずれも永享二年発給の足利義教御判御教書である。内容から永享二年に起きた禪能失脚による諸権利の移動に際して発給された一連の文書群と見てよい。

さらに、ここに見られる諸権利は、全て光蘭院乗慶に対して与えられている。船井庄を始めここに見られる荘園はいずれも御師職と密接な関係を持つ北野社領であり、その諸権利の移動はすなわち御師の異動を示すものに違いない。小泉氏が述べられている通り、永享二年に禪能が御師職を失ったことは確実といえよう。

さて①に見られる「和泉国大鳥庄内下條」、「美濃国日野郷地頭職」、「越前国徳光保」、「内野島」は北野社の造営費用に充てられた「造営料所」の一部である。⁽²⁷⁾ 問題の密乗院慶雅は光蘭院乗慶と共に造営料所の奉行を命ぜられている。それでは密乗院慶雅の造営料所奉行就任の時期は永享三年で正しいのか。先述のように永享二年という年は、禪能が失脚し、北野社内部の諸権利の移動に伴う文書が発給され、光蘭院乗慶が御師となった年である。後述する御師と造営料所奉行との関係からも、造営料所奉行についても異動があった可能性が極めて高く、造営料所奉行就任を命じた御判御教書①が発給されたのは、永享三年ではなく永享二年であると考えられる。先に見たD船井庄課役免除の御判御教書は、①と同様十二月二三日に発給されているが、実はDと①は同日に発給されたものではなからうか。

次に②は文書部分と注記部分からなる。文書部分は見せ消ちも見られ、地の文にあるように「案文」である。②が案文であることは、密乗院慶雅、妙藏院祐縁の造営料所の奉行就任を否定するものではない。むしろ案文中に慶雅の名を確認することができることは①を補強するものであろう。北野社内部の文書である①②の内容を検討すると、密

乗院慶雅の存在は確実であると言える。

以上のように、御師の変遷について個別に史料を検討した結果、密乗院慶雅は実在し、永享二年以降は造営料所奉行として、永享五年以降はさらに御師としても活動をしてきたことが確認された。小泉氏の説は改められなくてはならない。

ここで、当該期の御師と造営料所奉行との関係について一言しておく。慶雅は永享二年には御師光蘭院乗慶と、永享五年には自らは御師として妙藏院祐縁と共に、造営料所奉行職を持っていた。つまり、当該期の北野社造営料所は、御師ともう一人の共同管轄者（どのような立場であったのかは不明である）によって奉行されていたと考えることができる。逆に考えれば、後に北野社に現れるような単独の「造営奉行」はこの時期存在していなかったということになる。このような造営料所に対する支配の状況は、造営料所が「御師職一隅儀」と主張され御師職に附属するものであった状態から、分離独立して造営奉行の単独管轄へと移る過渡期であったことを意味するものであろう。²⁸ 先ほど造営料所の奉行を命じた御判御教書①の発給を永享二年としたのも、永享二年御師となった光蘭院乗慶が同時に造営料所奉行も兼務したと考えられるためである。

それでは、後世の北野社祠官が禅能以降の御師の変遷をどのように認識していたのかについても見てみよう。『北野社家日記』中には御師の変遷を示す史料がいくつかある。小泉氏が取り上げた長享二年宝成院明順言上状や明応四年松梅院春松丸言上状がそれである。

長享二年宝成院明順言上状には「永享二年^七者光蘭院乗慶被^レ仰^二付御師職^一、其以後密乗院禅栄^七被^レ仰^二付^一畢」と記され、永享二年に光蘭院乗慶が、その後密乗院禅栄が御師に就任したとする。²⁹ また明応四年松梅院春松丸雜掌言上状には「永享年中、禅能法印違^二上意^一、割^二御師職^一事、先光蘭院乗慶^七被^レ仰^二付^一之、其後密乗院禅栄法印^七

被^レ仰^二付^一之^{云々}とあって、就任年は記されていないものの永享年中の御師の変遷が光蔭院乗慶・密乘院禪栄の順であったとしている。⁽²⁰⁾このことから禅能以降の御師職がa光蔭院乗慶・密乘院禪栄の順で、bあいだを開けずに引き継がれたということについては、後世の祠官達の共通認識であったと言える。

以上、同時代史料から確認した御師・造営料所奉行の変遷と、後世の祠官達の共通認識とをまとめれば以下のよう示すことができる(表一)。

一つの可能性として、密乘院が慶雅から禪栄へと引き継がれたとも考えられるが、表からもわかるように、後世の史料で密乘院から連続して二人の御師(慶雅・禪栄)が出たとするものは見あたらない。さらに言えば後世の史料には慶雅の名は見られないのである。

現段階では確証を得られないが、あえてこれらの状況から推測すると、御師就任時の永享五年に慶雅を名乗った密乘院は何らかの理由により名前を変え、禪栄を名乗るようになったと考えられる。すると、彼は松梅院流の通字である「禪」の付く名前へと改めたことになる。この時期の密乘院にとって大きな変化が起こっていた可能性があり、松梅院と密乘院の関係について、今後さらなる検討が必要である。

以上、北野社將軍御師の変遷を同時代史料及び後世の北野社祠官達の認識からたどってきた。結果、御師は①松梅院禅能②光蔭院乗慶③密乘院慶雅と移り変わったことが明らかとなった。さらに、密乘院慶雅は禪栄と名を変えた可能性が高いことを指摘した。

北野社將軍御師職は永享年間、北野社の三つの祠官家の間で移動した。御師の失脚は他の時代にも見られるが、これほど移り変わった時代はない。松梅院禅能は將軍足利義教の不興をかい、密乘院禪栄(慶雅)も「就^二御倉炎上事^一構^二虚言^一」⁽²¹⁾えたため同じく義教の不興をかった。光蔭院乗慶の失脚を裏付ける史料は今のところ見られないが、

表一 応永末から永享年間における北野社將軍御師・造営料所奉行の変遷

年号	職掌	坊名		光蘭院		密乗院		御師	御師
		人名	職掌	香園院	乘慶	慶雅	祐縁		
永享十二	西曆	一四四〇	御師						
永享十一	西曆	一四三九	御師						
永享十	西曆	一四三八	御師						
永享九	西曆	一四三七	御師						
永享八	西曆	一四三六	御師						
永享七	西曆	一四三五	御師						
永享六	西曆	一四三四	御師						
永享五	西曆	一四三三	御師						
永享四	西曆	一四三二	御師	當御師					
永享三	西曆	一四三一	御師						
永享二	西曆	一四三〇	失脚						
永享一	西曆	一四二九							
正長一	西曆	一四二八							
応永三四	西曆	一四二七	御師						
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									
正長一									
永享二									
永享一									

御師職の在職期間がわずか三年であることを考えると、あるいは光蘭院乗慶も義教の不興をかったのかもしれない。この御師の変遷が、足利義教という個人の性格に拠るものであったのかどうかまではわからない。しかし義教が意に沿わない者、不手際のあった者を次々辞めさせたことは確かである。さらに重要な点は、義教が御師の決定に際しても自らの意思を示し、決定の過程に積極的に介入していることが見られる史料が存在することである。それは同時に、松梅院の跡継ぎ問題への介入でもあった。ここで章を改め、密乗院禅栄以降の御師及び、禅能以降の松梅院歴代の変遷について検討していくこととする。

二 松梅院系図と史料との相違 — 「禅能」長子と次男の足跡から —

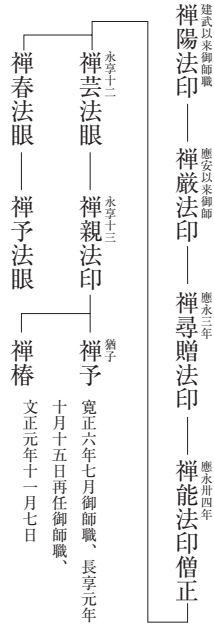
1

松梅院史にとって重要な史料を提示する前に、松梅院歴代の変遷を可能な範囲で押さえておく必要がある。その際、最も便利な方法は系図を用いることである。今、私たちが手にすることができる松梅院の系図は二つある。まずはそれらを以下に示そう。(系図A) (系図B)

まず、系図Aは『北野社家日記』第六の「解題」で竹内秀雄氏が紹介している。⁽²⁾氏によればこの系図Aは『引付』に記載されている松梅院系図⁽³⁾であるというが、どの『引付』のどの部分に記載されているのかが不明であり、管見の限り出所が確認できない。さらに、一つ書きの第二箇条目に見られる「禅盛法印」や、第三箇条目の「光蘭院」、第四箇条目の「密乗院禅栄」の御師就任年は間違っている。また、松梅院の人物の脇に振られた年号についても御師就任年を意味するのかどうか明瞭ではない。系図Bとの間に人物名の齟齬は見られないものの、間違いや意味

系図 A

一、当坊代々系図之次第



一、禅盛法印禅能法印弟也、寛正三年任御師職、

一、自_二正長元年_一、永享之比迄光蘭院秀慶御師職、

一、自_二永享三年_一同至三十二年_一密乘院禅栄法印御師職、

此已後如_レ元御師職被_レ返_二、付禅芸法眼_一也、

の読みとれない情報があり、そのまま安心して使える系図とは言えない。⁽³³⁾

一方、系図 B は『第七』長享元年引付に納められている。これは長享元年九月、禅予が御師に再任する際、その資格の正当性を証明するために作成し、「証文」に代わって幕府奉行人へ提出された「系図次第」である（幕府は禅予に対して証文の提出を求めたものの、敵対する前御師禅椿が所持しており「出帯」できなかつた⁽³⁴⁾）。系図 B が、幕府に対して証拠書類として提出された点、系図 A に見られたような間違いやあやふやな情報が少ない点を考えれば、現時点で扱べき系図はこの系図 B であると言えよう。

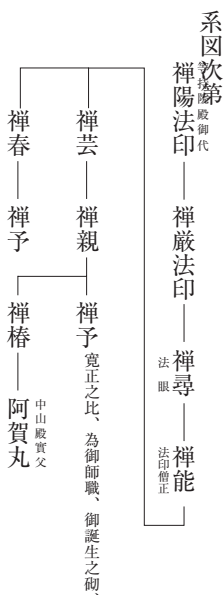
系図B

一、就^二當社御師職事^一、帶^二証文^一可^二申上^一之由、被^二仰出^一候、仍某禪子事、自^二禪陽法印^一代々相統之段、勿論候、殊去寛正年中御師職被^二仰付^一候旨、一社存知仕候、就^レ中証文事者、禪椿所持仕候間、不^レ能^二出帶申^一候、社代々之次第如^レ此候、以^二此旨^一可^レ然様可^レ預^二御披露^一候、

長孝
九月晦日

飯尾加賀守殿

禪子



如^レ此言上之處、禪陽法印子孫明鏡之上者、如^レ元御師職被^二仰付^一由被^二仰出^一候也、仍御判同御奉書案文、
(以下略)

以上、二つの系図の史料批判を行った。それでは系図Bからはどのような松梅院の情報が見られるのか。系図の最初に記された禪陽・禪巖は、山本隆志氏によって成立期松梅院の人物であることが確認されており、禪子と禪椿は長享から明応にかけて争っていたことが『北野社家日記』所収の引付類から確認できる。そのためこの系図は南北朝

室町後期の松梅院の人物を記した系図であると言える。

ここで一つ押さえる必要があることは、「禅芸」・「禅春」・「禅親」という人物たちについて、この松梅院系図に名前は確認できるものの、具体像については何も分かっていないということである。時代でいえば永享年間から文明年間にかけて、たった一世代二世代のこととはいえ、松梅院の歴史には明らかになっていない「空白」の時代があるのだ。

2

禅能後の松梅院歴代の変遷を検討しようする時、まさにこの「空白」が問題となる。彼の子供はどのように生きたのだろうか。系図Bには禅能の子供として二人の人物の名が記されており、それが「禅芸」・「禅春」の二人である（禅芸は史料中「禅藝」と記されるが以下では「禅芸」とする）。実は、禅能の二人の子供については他の史料に登場し、その存在は知られていた。小泉氏もその一部を紹介された史料、『建内記』永享十二年三月十二日条に見られる禅能の「長子」と「次男」である。該当箇所を以下に示す。

（中略）北野前公文所公文所松梅院禅能法印當御代違二時宜一、被レ改二社家奉行并御師等一送二年序一了二御師者當年密乘院就二御倉炎上事一構二虚言一歟、違二時宜一云々、今日云二社家奉行一云二御師職一、悉以禅能法印長子被レ補レ之、以社家秘事口傳等者悉可レ令二相傳一之由、被レ仰二父禅能一了、於二禅能其身一者、被レ預二遣左衛門督實雅卿、可レ下二遣左衛門督所領一之由被レ仰レ之、是其子為二所職一者、於其理者父可二活計一歟、仍被レ擬二流刑一歟、題目者、一ヶ條者他人不レ知レ之、如二風聞一者、其外者故義資卿知音之餘歟云々、社家事、長子者未練難二事行一歟、次男可レ然哉之由父存レ之、但先被レ補二嫡子一、若有二無三正躰一事上者、其時可レ被二罪科一之由有二御定

云々、社家唯授一人秘事、預^二示^一禅能舍弟^{常林院云々}、云々、為^レ不^二断絶^一、一人之外猶可^レ授之由有^レ仰之故歟⁽³⁶⁾、

前半部分の経緯は先述の通りである。松梅院禅能は足利義教の不興をかい、社家における「奉行」と「御師」等を解任された⁽³⁶⁾。その後、光蘭院乗慶・密乘院慶雅の二名が御師となっている。

さて、禅能失脚後十年の永享十二年三月十二日、社家の「奉行」・「御師職」はいずれも禅能の「長子」が補任されることになった。禅能自身の処遇については、流刑に擬して三条実雅に預け、実雅の所領に下すべしとのことが將軍より仰せられている。禅能の後継者について重要な記述はそれ以下の部分である。

父禅能としては、社家の代表者としての責務は、長子には不安があり事がうまく運ばないであろうから、次男がふさわしいと考えていた。しかし、將軍義教は、まずは嫡子を補任し、職務を遂行するに耐えない時は罪科にするようにと定めた。また、社家内でただ一人に授ける秘事は、禅能の弟で常林院という者にも預け示すことになった。断絶しないために一人以外にも授けるようにとの（義教の）仰せがあったためであった⁽³⁷⁾。

禅能には少なくとも二人の男子がおり、禅能としては何らかの理由があつて、長子よりも次男が「奉行」・「御師」にふさわしいと考えていたが、將軍の決定によりまずは長子が任せられることになったのである。

このように、まずは禅能の二人の息子を調べるのが、禅能以降の松梅院の姿・御師職の行方を知るためには必要不可欠であることが確認された。そこで、禅能の二人の息子について、その足跡を史料上で追うことにする。

確かに前掲の系図Bを見ると、禅能には二人の子供、すなわち禅芸・禅春がいる。そのうち、禅芸の名が最も早く確認できるのは管見の限り『第七』の次の史料である。

一、正長元年八月廿八日、禪芸本座直^レ之宛判、

一、坊号事、竹内殿令^ニ言上^一之處、可^レ称^ニ松源院^一之由、被^レ仰^ニ出之^一、其故者、朗詠云、十八公榮霜後露一千年色雪中深、然之間、如^レ此被^ニ仰下^一了、祝着之至無^レ極者也、同禪芸直被^レ下^ニ御書^一了、向後一流事者、可^レ為^ニ直御書^一由、被^ニ仰下^一了、眉目之至也、⁽³⁸⁾

最初の一つ書きからは、禪芸が正長元年「本座」に改められたことがわかる。⁽³⁹⁾ 次の一つ書きには、禪芸が「松源院」という坊号を北野社別当曼殊院門跡（竹内殿）から授かったことが述べられる。この坊号は『和漢朗詠集』に収められた源順の歌「十八公榮霜後露 一千年色雪中深（十八公の榮は霜の後に露はれ、一千年の色は雪の中に深し）」から採られたものであった。⁽⁴⁰⁾ 松梅院の繁榮の様を言祝ぐために用いられたと考えられる。ただし「松源院」の「源」が何に依拠するのは不明である。『北野社家日記』には「当坊者弟子代々先号^ニ松保院^一、竹内良什僧正御房十八公榮霜中露と云詩心^ニテ口傳在^レ之^{云々}」という記述も見られる。「松保院」は「松源院」の読み間違いと断じてよい。⁽⁴¹⁾

ここからは松源院という「坊号」が、自ら勝手に名乗ることができるようなものではなく、曼殊院門跡によって名づけられるという性質を持っていたと言える。また坊号を得たことと関連してだろうか、今後「一流」すなわち松源院流に対する書状は奉書形式ではなく、曼殊院門跡からの直状をもって出されることが仰せ下されている。

翌正長二年（＝永享元年（一二二九））には父禪能と禪芸の連署状も見られる。禪能が「失脚」し、松梅院の権力が失われるのは、さらに翌年の永享二年のことである。これ以降の禪芸は名前では現れず、『建内記』永享十二年三月十二日条に見られるように、「長子」もしくは「次男」という形でしか同時代史料には確認できない。その永享十二年（一二四〇）以降、禪芸は史料上から姿を消してしまふ。その理由を延徳年間の松梅院禪子の引付に引用され

た史料をもとに検討する。

一、禅能・禅芸二代のふきんれうに、まいねん十貫文遍せう院へきしん申候、西京二候分、奉行の内金臺寺へとりさた申され候へく候、当年よりの事にて候、心され候へく候、

嘉吉元
七月十七日

禅融
在判

預随円法橋房（以下略）⁽⁴³⁾

「禅融」が宮仕の預、随円に宛てた書状によれば、嘉吉元年（一四四一）以降禅能、禅芸二人の諷経料として、毎年十貫文を遍照院へ寄進することにしたという。この場合の諷経料とは「禅能、禅芸の仏事に際し諷経することに対する費用」であるから、一般的に考えれば禅能、禅芸は嘉吉元年七月以前に亡くなっていたことになる。しかし、一方で嘉吉三年九月三日付の禅能書状が確認され、禅能は嘉吉元年時点では没していないこともわかる。⁽⁴⁴⁾禅能に対する諷経料はあるいは禅能の逆修に対しての費用であつたかも知れない。それでは禅芸は嘉吉元年時点で没していたのだろうか。次の史料を見てみよう。

敬白

請諷誦事

三宝衆僧御布施

(中略) 爰相^ニ迎前松梅院法眼和尚位禪芸七廻忌^ニ講^ニ談^{シテ}仏証誠金言^ヲ備^{ソナフ}聖靈得杲華台^ニ、(中略) 雖^レ然^ニ不^レ計^ル臥^{シテ}病床^ニ送^ル日^ヲ、祈誠秘驗藥方空^ス手無常之嵐散^ニ有待華^ヲ、^{ウタイノ}轉^{シテ}變^{シテ}之^ヲ雲^ニ藏^ニ色身月^ヲ以來、施主懷^テ雪霜之^ヲ悲^{ミテ}含^{ミテ}憐慕之^ヲ迎^テ七廻忌^ニ (以下略)

文安三年九月廿三日 開白日

大施主法橋禪融⁽¹⁵⁾ (傍点筆者)

文安三年(一四四六)九月二三日、「法橋禪融」が「大施主」として「前松梅院法眼和尚位禪芸七廻忌」の際に捧げた諷誦文である。ここから、前松梅院主禪芸は文安三年に七廻忌、つまり没後六年を迎えていたことがわかる。七廻忌という性格から考えて、九月二三日が祥月命日であったと思われる。

本史料からは禪芸が文安三年の六年前、永享十二年九月二三日に死去したこと、そしてそれ以前の一定期間松梅院主であったという事実が読み取れる。すると、先に『建内記』に見た「まずは嫡子を補任する」という將軍の意志によって松梅院を継いだ「長子」とは、禪能の二人の子供の内「禪芸」であったと考えると差し支えなからう。

禪芸は御師就任(永享十二年三月十二日)後わずか半年の、九月二三日に亡くなっていたということが判明するのである。先の諷誦文によれば、禪芸は病床に伏したという。あるいは禪芸は体が弱く、このことが禪能をして「長子者未練難^ニ事行^ハ歎^ス」、次男がしかるべきであると考えさせた理由だったのかもしれない。

3

それでは続いて、禅能の次男について足跡を史料上で確認してみよう。先の考察の通り禅能の長子は禅芸であった。このことから系図Bによれば、禅能の次男は禅春ということになる。禅春の没年月日は、享徳三年（一四五四）正月十四日であることが、禅春実子禅予の引付に記された延徳元年の遍照院宛寄進状によって明らかとなっている。⁽⁴⁶⁾ 禅春は記録上それほど姿を現さず、初見は『北野社家日記』宝徳元年（一四四九）十二月十五日条である。

（中略）夜前舍利堂之儀毎事無為、珍重々々、禅春御神服請^二取之^一、御飭人数事、

聖禅・胤禅・禅孝・幸充・禅端・禅長・禅舜・幸忠・祐舜・明雅・禅親

以上⁽⁴⁷⁾

宝徳元年は北野社の三年一請会の年にあたり、また十五日の夜には北野祭祀における神輿還幸も行われることになっていた。禅春はここで御神服請取の役を務めている。北野社における祭礼や御霊会、三年一請会については祠官の役割を始め、祭礼全体のあり方自体に不明な部分が多く、禅春がどのような立場からこの御神服請取の役を務めたのかはわからない。⁽⁴⁸⁾ また、ここからは禅春が次男であったという確証は得られない。

これ以上の史料に恵まれないため、禅春について検討することをここでひとまず保留しなければならないが、禅芸没後、嘉吉から文安にかけて、史料上に頻繁に登場し、重要な役割を担った人物がいる。禅能、禅芸の諷経料を寄進し、禅芸七回忌の諷誦文を書き、さらに「社家條々抜書」および「社家條々引付」を記した人物「禅融」である。この人物こそ禅能失脚後の松梅院を解明するための鍵を握る人物である。

系図には見られるものの史料上あまり登場しない「禪春」。系図には見られないものの史料上には頻繁に登場する「禪融」。なぜ、系図と史料の間にはこのような相違があるのだろうか。同時代に登場するこの二人の人物の関係がいかなるものであったのかを追求することが次の課題となる。

三 「預坊」松梅院禪融の発見

1

同時代に登場する禪春と禪融の関係を追求するためには、永享十二年（一四四〇）禪芸没後の松梅院歴代の系譜にどのくらいの空白期間があるのか、禪融がいつ、どのように史料上に登場するかを確認する必要がある。そのため、ここで一度次世代の松梅院の人々に目を向けたい。

系図Bには禪芸の子、禪親。禪春の子、禪予が記されている。禪親は文安五年（一四四八）十三歳の時に出家し、「今日御殿公文所之事、可_レ為_二先例_一之由、自_二社務_一被_二仰出_一了」というように「御殿公文所」すなわち「御殿奉行（＝神殿大預）」及び「公文所」に任じられたことが確認できる。¹⁹⁾一方、禪予が松梅院の職掌に関わりを持つ史料は寛正年間まで見出せない。⁵⁰⁾禪予については考察の対象から外し、ここでは、禪親が文安五年に、御殿職、公文所職の地位を受け継いでいることを押さえておく。

以上から、永享十二年以降の松梅院の人々について、次のようにまとめることができる。永享十二（一四四〇）年三月から九月までは禪能長子禪芸が御師職を持っていたが死去。文安五年（一四四八）の段階で禪芸の子禪親が出家、御殿・公文所職の継承者として現れる。宝徳元年（一四四九）には禪能次子禪春の名が確認されるものどのような

立場であったのかは不明である。

禅芸が没した永享十二年九月以降、その子禅親が登場するまで松梅院諸職の継承には八年間の空白がある。この間松梅院を相続し、御師職・御殿職・公文所職を持っていたのは一体誰だったのだろうか。それがここで明らかにすべき課題である。禅親は永享十二年に五歳、文安五年で十三歳である。その間松梅院主としての活動を行っていたとは考えにくい。松梅院を事実上取り仕切っていた人物、それこそが前章で見たように、禅能・禅芸二人の諷経料を納め、禅芸七回忌の大施主となった禅融である。

禅融の名の初見は先述の通り禅能・禅芸の諷経料を納めた嘉吉元年（一四四一）七月十七日の史料である。⁽⁵¹⁾一方、史料上最後に見られるのは、文安三年（一四四六）九月禅芸七回忌の諷誦文である。⁽⁵²⁾この間の禅融の足跡を以下にたどってみよう。

A 嘉吉元年（一四四一）には禅能・禅芸の諷経料を納める。

B 嘉吉二年（一四四二）には「松梅院御奉行代」として宮仕任補の奉書に判をする。⁽⁵³⁾

C 嘉吉三年（一四四三）には三年一請会の記述に「聖禅松梅院禅融母儀服者ニヨテ代被⁽⁵⁴⁾勤仕⁽⁵⁵⁾了」とあることから禅融が松梅院を名乗っていたことがわかる。⁽⁵⁶⁾

D 文安元年（一四四四）には常磐井宮からの御教書が出されており、宛所は「松梅院法橋御房」である。⁽⁵⁷⁾この「松梅院法橋御房」はCで見た通り禅融であると考えられる。

E 文安二年（一四四五）には「神殿大預法橋禅融」として「神殿大預禅光」と連署。⁽⁵⁸⁾

F 文安三年（一四四六）には「于⁽⁵⁹⁾今奉行禅融」と記される。⁽⁶⁰⁾そして、禅芸七回忌の大施主として諷誦文を記した。以上、禅芸の没した永享十二年（一四四〇）九月以降、禅芸の子の禅親が出家し御殿・公文所職継承者として登場

する文安五年（一四四八）六月まで、禪融は法橋の僧位にあつて松梅院を名乗り、奉行代や奉行（いずれも詳細は不明）を歴任。神殿大預職（＝御殿職）の地位にもあつた。また諷経料を納め法要の大施主となり、事実上松梅院を取り仕切っていたと考えられる。

さらに禪融について検討を進めよう。『北野天満宮史料 古記録』に納められた「預記録」は、宮仕の長である小預による記録である。そこには「宰相殿禪融預房」というように、禪融を「預房」と呼ぶ記述がある。⁽³⁸⁾ また、「宰相殿」という呼び方に気をつけて「預記録」を見ていくと、文安三年に「松梅院御代宰相法橋御房」と記される人物が見える。⁽³⁹⁾ 先述の通り文安元年の「松梅院法橋御坊」は禪融のことであつた。この時期に松梅院を名乗り法橋であつた人物は禪融であつたから、文安三年に「松梅院御代宰相法橋御房」と記された人物も禪融を示すと考えて差し支えない。⁽⁴⁰⁾

『大漢和辞典』（大修館書店）等、漢和・古語・国語の諸辞典類を見ても「宰相」は項目にない。その職掌等は全く不明であるが、後に述べるように、禪融を「宰相法眼禪融」と記す史料も見られ、「宰相」とは「宰相」のことではないだろうか。⁽⁴⁰⁾

以上の史料からは、禪融が宰相（宰相）・「預坊」と呼ばれ、松梅院の「御代」であつたこと、つまり、禪融は確かに松梅院を名乗つてはいたが、それはあくまで松梅院を預かる、代官としての名乗りだつたことが推測できる。松梅院主が歴代、法印となつているのに比べ、法橋という比較的低い僧位に留まつている点もそれを裏付けるものと言えよう。

しかしながら、不可解なのはそのような人物が前掲の松梅院系図Bに見られないという事実である。系図Bは内容の信憑性が高いにも拘わらず、禪融の名が見られないというこの不可解さを、一体どのように解釈すればよいのだら

うか。禅融は名前を変えた可能性があるのではないだろうか。結論から言えば、私は以下の理由から禅融と禅能次男とは同一人物であり、禅融が名を変えて禅春を名乗るようになったと考える。

禅融は嘉吉元年に禅能・禅芸の諷経料を納め始め、文安三年の禅芸七回忌の大施主となった人物であった。そのような人物は松梅院の親族、それも禅能、禅芸の二人に極めて近い人物以外には考えにくい。さらに禅融の松梅院代としての立場に注目した場合、延徳三年に禅春の子松梅院禅予が記した言上状の内容が重要となる。

(中略) 禅予亡父禅春致^二禅親代^一之時、文安度當社回禄、此外条々雖^レ有^二子細^一、大概達^二上聞^一者也、仍精勤支言上如^レ件、

延徳三年五月 日⁽⁶⁾

ここからは、a 禅予亡父が禅春であること。b その禅春が甥に当たる禅親の「代」をしていたこと、c さらに、禅春が禅親代をしていた時に「文安度回禄」、すなわち文安の麴騒動が起こったことが読みとれる。

先述の通り、禅融は文安の麴騒動が発生した文安元年(一四四四)、「松梅院法橋御房」を名乗り、代官として松梅院を預かっていた。このような禅融に関わる一連の記述と、禅予の記した禅春に関わる記述とは文安年間に禅親の代をしていたという点で一致する。管見の限り禅予が父のことを「禅融」と記すことはないが、これは禅予の念頭に父の最終的な名前・僧位僧官を記すという意識があったためだと考えられる。禅融がいつ、どうして名前を変えたのかという問題はさらに検討されなければならないものの、以上の考察から、禅融と禅春が同一人物であることはほぼ間違いないと考える⁽⁶⁾。

2

さて、禪融（禪春）は永享十二年以降松梅院を預かり、松梅院としての実質的な活動を行っていた。それでは禪融は御師にもなったのだろうか。次に、永享十二年九月以降の御師の変遷を押さえるとともに、先ほどその人物が明らかとなった禪融を松梅院史に位置づけるため、北野社において「唯受一人」とされる重要な作法「神道深秘」継承の問題を考えていきたい。

神道深秘は「七夕御手水以下神道深秘相伝事」、あるいは「(前欠) □□唯受一人之御手水同□遷座并本社末社遷宮等事⁽⁶⁴⁾」と記されることから、「七夕の御手水神事や遷座、本社末社の遷宮に関わる諸神事の作法・秘事」のことであると考えられる。また、「神道深秘事者、既准^{准方}受一人云々」といわれるように、「唯受一人」とされていた⁽⁶⁵⁾。先述の通り、御手水神事は、その相伝・継承がたびたび問題となるものの一つで「七月七日御手水事。於^二北野^一ハ第一重事也⁽⁶⁶⁾」と言われる重要な行事であった。ここで思い起こされるのが永享十二年に「社家唯授一人秘事」を預け示された「禅能舍弟常林院」のことである。

実は、『北野社家日記』中に「常林院」をはじめ、永享十二年前後を含む北野社における神道深秘継承者の変遷を讀み取ることが出来る史料がある。それが、明応四年「北野宮寺 御師松梅院春松丸雑掌謹言上 神道深秘并御師職兼帯而令^二存知^一否次第事^三」である。

松梅院禪予が殺害されてから一年を経た明応四年（一四九五）、密乘院禪康は「神道深秘事、當時禪康一人令^二存知^一候、御師職兼帯而可^二存知^一事^二候、然上者、可^レ被^二仰付^一（以下略）」と、神道深秘を継承していることを理由に、御師職を自分に仰せ付けられるよう幕府に働きかけを行っていた⁽⁶⁷⁾。一方、このような禪康の動きに対して、御師職を継承していた松梅院側（御師松梅院春松丸（＝禪予長子）とその補佐役の奉行代永琳院禪慶）は、北野社におい

てこれまで神道深秘と御師職が必ずしも兼帯されてこなかった事実を明らかにするため、言上状を作成したのであった。

(中略)

一、永享年中、普廣院殿様御代禪能法印違^二上意^一、割^二御師職事^一、先光蘭院乘慶仁被^レ仰^二付之^一、其後密乘院禪栄法印仁被^レ仰^二付之^一、兩人之數カ年也此^〇時御殿職神道深秘者、禪能法印令^二存知^一者也、以後者盛輪院禪喜法印參勤云々、自^二禪能^一相承也、是^〇御師職非兼帯之^〇条勿論也、

一、同年中十一年歟、禪芸法眼相統而御師職被^レ仰^二付之^一畢、此時神道深秘職、又不^レ任^二其職^一者也、盛輪院禪喜令^レ存^二知之^一參勤云々又此例在^レ之、同年中禪親五歳ニシテ御師職被^レ仰^二付之^一致^二相統^一云々、此時神道深秘之事、宰相法眼禪融令^レ存^二知之^一致^二參勤^一者也、其後禪親十六歳ヨリ深秘禪融ヨリ相承シテ、御手水已^レ下神事參勤云々、(以下略)⁽⁸⁾

先述の通り禪能は、永享二年に失脚し御師を解任された。御師職は永享二年以降永享十二年までの十年間、光蘭院乗慶・密乘院禪栄が務めたのであるが、その間の御殿職・神道深秘については、実は禪能が「存知(＝唯受一人とされた神道深秘の作法を相承し、神道深秘を行いうる知識を有する)」し続けていたということが読み取れる⁽⁹⁾。さらに禪能以降の神道深秘についての記載内容をまとめれば、

A 永享十一年(正しくは十二年)…禪能から継承した盛輪院禪喜。

B 同年…宰相法眼禪融。(後世史料であるため最終的な僧位僧官)

C 禅親十六歳（宝徳三年（一四五二））：松梅院禅親。

この順に継承されたという。ここから、以前に見た永享十二年に「社家唯授一人秘事」の相伝を受けた禅能舍弟「常林院」とは、ここで言う永享十二年に「神道深秘」を存知していた「盛輪院禅喜（法印）」であることがわかる。「建内記」の筆者、万里小路時房は禅能舍弟が「ジョウリンイン」であると伝え聞き、同音の「常林院」と記したと考えられる。

また、ここには神道深秘の継承に加え御師の変遷についても触れられており、永享十二年の禅芸没後、御師に就任したのは禅芸の子、禅親であったことが判明する。ここで、禅能以降禅親までの松梅院の人々の間で、御師・神道深秘の継承がどのようになされていたのかを示しておく。（表二）

当該期の御師職は松梅院に固定の職ではなかった。永享二年（一四三〇）、禅能の失脚以降、御師職は光菌院乗慶から密乘院慶雅（禅栄）へと二名の手を経た。永享十二年（一四四〇）三月、禅能長子禅芸が御師職の任に就いたものの、同年九月に亡くなってしまった。御師職には禅芸の子禅親が就任したが未だ幼く、この時に預坊として松梅院を實質的に支えていたのが禅能次男の禅融である。

禅融は永享十二年九月以降、松梅院の実務に携わったが、文安三年（一四四六）以降その名前は見られなくなる。文安五年（一四四八）に禅親が十三歳で出家。それまでの御師職に加え、御殿職・公文所職を兼帯した。もちろん、実際に禅親が活動をするためには引き継ぎ期間もあつたと考えられ、松梅院の実務にはなお禅融が当たっていたとは思われるが、これによって松梅院の実権はかなりの部分が禅親へと集まったと考えられる。

翌宝徳元年（一四四九）禅融は「禅春」と名を変えて史料上に登場する。そして、禅親は二年後宝徳三年十六歳の時、禅春から神道深秘を継承したのであった。十三歳で出家をして以降徐々に松梅院の諸職を兼帯していく様が明ら

表二 中世後期松梅院親族間における北野社將軍御師・神道深秘継承者の変遷

年号	職掌		御師	御師	禪親		禪融	禪春	常林院	禪喜	禪光
	西曆				神道深秘	その他					
永享十二	一四四〇		御師	御師			次男可然		舍弟常林院	神道深秘	神道深秘
嘉吉一	一四四一		没 ←	御師			神道深秘			終見 ←	
嘉吉二	一四四二						諷経料				
嘉吉三	一四四三						母没				
文安一	一四四四						御殿職				御殿職連署
文安二	一四四五						七回忌天施主				
文安三	一四四六		七回忌								
文安四	一四四七										
文安五	一四四八										
宝徳一	一四四九										
宝徳二	一四五〇										
宝徳三	一四五一										
享徳一	一四五二										
享徳二	一四五三										
享徳三	一四五四										

かである。また、禪融の改名が文安五年の禪親出家を機に行われた可能性についても推測される。このように、禪能以降兼帯されることなく別々に継承されてきた御師職と神道深秘は宝徳三年、松梅院禪親の神道深秘継承をもって再度兼帯されるに至ったのである。

3

それでは、禪融（禪春）から禪親への諸職の相伝はいつ完了したのだろうか。以下の史料から検討したい。

表題
当社御十號秘決 禪親

当社御實名相傳事

(本文中略)

宝徳四年七月十六日以^一一流相伝^二授^三与禪親^一訖、当社十号之秘決者雖^レ投^三千金^一、深納^二篋底^一莫^レ出^二窓外^一而已、

法眼禪春(花押)⁽⁷⁰⁾

「当社十号之秘決」とは、菅原道真の十の諸様における実名(御十号)や託宣、辞世等を記したものである。奥書によれば、この法眼禪春(禪融)からの「秘決」の相伝は、禪親が「一流」を相伝したために成されたことであったという。

禪親は幼くして御師となり、松梅院を継ぐことが決まっていたと考えられる。さらに、前年の宝徳三年までにかつ

て松梅院主が務めてきた諸職を徐々に継承してきたことを考えれば、ここで言う「一流相伝」とは松梅院の相伝と考えて間違いないまい。宝徳四年（一四五二）といえば禪親が禪融（禪春）から神道深秘を継承した年の翌年、時期は七月十六日。禪親は七夕の御手水神事を無事やり遂げ、松梅院一流の相伝を認められたのではあるまいか。松梅院の代官体制から院主体制への移行はここに完了したと考えられる。

当該期の北野社における御師・神道深秘・造営料所奉行はいずれも一祠官家に固定されることがなかった。これらの職の継承には大きな傾向があった。前掲表からもわかるとおり、神道深秘の相伝は松梅院の親族間でなされ、造営料所奉行職は松梅院親族以外の祠官の手に渡っている。御師職は松梅院以外の祠官の手に渡った後、再び松梅院へと戻った。

禪能の失脚、御師職、造営料所奉行職の喪失に加え、禪芸の突然の死という松梅院の緊急事態により、禪能次男禪融は「預坊」として松梅院を中継ぎした。そして既に御師に任じられ、松梅院を継ぐことが決まっていたであろう禪親を助ける体制が作られたのである。松梅院禪親が御師に就任した後、叔父禪融から御殿職・神道深秘（松梅院親族間での相伝を経た）・當社十号之秘決を徐々に継承するという結果に至ったことを考える時、松梅院禪親体制は親族全体から支えられて成り立っていたと言えまいか。そして、ここには未だ長享年間以降に見られるような相統をめぐる松梅院内部での対立の影は全く見えないのである。

このように、いくつかの段階を経て進められた禪親に対する諸職の相伝は、宝徳四年をもって完了した。禪春が没したのはそのわずか二年後のことであった。

おわりに

本稿では、史料批判的中世北野社研究を行う前提として、北野社松梅院研究における「空白」の時期の人物、松梅院禪融について検討を加えてきた。その結果、松梅院禪融が実は系図に見られた禪春と同一人物であることが確認され、また「預坊」という禪融の立場が明らかになった。さらに禪融について検討する過程で、北野社將軍御師の変遷や神道深秘継承の様子を明らかにした。禪融については追及するべき問題がいくつか残っているものの、以上のような本稿の成果が、北野社研究・社寺史研究に対していかなる意義を持ち得るのかという点について今後の展望を述べておきたい。

既に述べた通り、禪融という人物を明らかにしたことにより「嘉吉四史料」の史料批判を行うことが可能となった。この「嘉吉四史料」の分析をきっかけに、中世における「北野社松梅院伝来史料群」の「在り方」、つまり、いつ・誰が・何のために・何を記し・何がどれだけ残っているのかという点を問うことが可能となろう。このように史料群の「在り方」を検討することは、史料群自体の歴史（明治の神仏分離令による散逸などを含む）や全体像を明らかにするためには欠くことができない。当然ながらその際必要なのは、松梅院がどのように史料群と関わりを持っていたのかという点を明らかにすることである。

また、史料群の在り方は、北野社の内部組織の在り方とも密接に関わる。北野社の内部組織には南北朝期を境とした大きな変化（断絶と言っても過言ではない）が存在したことが推測される。例えば、実務組織としての「公文所」、祭祀組織としての「一社」、このような内部組織のあり方を他の社寺と、あるいは室町以前の北野社と比較検討する

ことは、南北朝期の北野社で何が起ったのかを考える際重要な視点となる。

さらに、南北朝期の北野社における最大の変化は、「北野社將軍御師職」を通して足利將軍家と密接な関わりを持つに到ったことである。「御師」であり「御祈祷師」であった北野社將軍御師という存在は、足利將軍の祈祷体制の中にどのように位置づけられるのだろうか。

近年盛んな將軍祈祷体制研究の視点は顕密仏教中心であり、顕密仏教以外の視点から將軍祈祷体制を論じようとする研究は多くない。諸社の將軍御師に関わる研究は多く見られるが、それら諸社の將軍御師が足利將軍家の祈祷体制の中にどのように位置づけられるのかという点については、將軍祈祷体制研究の今後の課題なのである。また、護持僧研究・將軍御師研究は総じて尊氏から義教期を考察の対象としており、義政期以降の將軍祈祷については共に研究の蓄積が少ないのが現状である。北野社松梅院の六ヶ御願を始めとする將軍祈祷の具体像を検討することは、將軍祈祷体制や將軍御師の研究にとって大変重要な意味を持つのである。

このように、北野社内部の史料群・組織構造の検討、あるいは北野社と足利將軍家との関係性の検討、いずれの場合もその検討の核として無くてはならないものが松梅院研究であることは間違いない。本稿で行ったことは、禪融という一人物を確定するためのささやかな考証に過ぎない。しかし、松梅院の歴史上「空白」だった時代に生きたこの人物の確定が、松梅院研究の深化や「具体的な北野社像」にせまる北野社研究の進展に繋がるものと確信している。

注

(一) 北野社松梅院に関わる主要な先行研究を以下にあげておく。

竹内秀雄『天満宮』日本歴史叢書 吉川弘文館 一九六八年三月。

小泉恵子「松梅院禪能の失脚と北野社御師職」『遙かなる中世』八 中世史研究会 一九八七年九月。

- 鍋田英水子「中世後期「北野社」神社組織における「一社」」『武蔵大学人文学会雑誌』二九―二一 一九九七年。
- 太田順三「永享の山門騒乱とその背景」『研究紀要』第十一卷 佐賀大学教養部 一九七九年三月。
- 網野善彦「西の京と北野社」『学習院史学』二八 一九九〇年。後に『日本中世都市の世界』ちくま学芸文庫 筑摩書房 二〇〇一年一月。
- 細川涼一「中世の北野社と宮仕沙汰承仕家 ―京都橘女子大学所蔵「北野社宮仕沙汰承仕家文書」の補任状から―」『京都橘女子大学女性歴史文化研究所編』家と女性の社会史 日本エディタースクール出版部 一九九八年。
- 山本隆志「北野社家文書について」『つくばね』筑波大学附属図書館報 二四―四 一九九九年三月。
- 山本隆志「北野社松梅院とその文書 ―「北野天満宮寄進状壹巻」を中心に―」筑波大学附属図書館 特別展「学問の神」をささえた人びと―北野天満宮の文書と記録―」目録。筑波大学附属図書館 二〇〇二年十二月。本図録には、山田雄司『北野社家日記』について」並びに山澤学「コラム」北野神社文書の伝来と整理」も収録。
- 米村直之「北野社の勸進と造宮」『史学研究集録』二五 二〇〇〇年三月。
- 清水克行「正長の徳政一揆と山門・北野社相論」歴史学研究会編集『歴史学研究』青木書店 二〇〇三年一月。後に『室町社会の騒擾と秩序』吉川弘文館 二〇〇四年八月。
- 桜井英治「破産者たちの中世」日本史リブレット二七 山川出版社 二〇〇五年七月。
- 三重大学人文学部日本中世史研究室からは、『北野社家日記』第六までの人名・地名・事項索引が公にされている。『三重大史学』第二号、第三号、第五号。
- (2) 江戸後期の北野社僧光乗坊能桂(宗淵上人) によって記された『北野文叢』等を含む。竹内秀雄氏『天満宮』九北野学堂3「文庫の成立」参照。
- (3) 『北野天満宮史料』は目代や宮仕の日記・記録、古文書、古記録等、刊行時の北野天満宮現存史料を収録したものである。
- (4) 史料纂集『北野神社文書』古文書編 筑波大学所蔵文書 田沼陸校訂 統群書類従完成会、一九九七年五月。
- (5) 史料纂集『北野社家日記』第一―第六竹内秀雄氏校訂、第七山田雄司校訂 統群書類従完成会、一九七二―二〇〇一年。
- (6) 『北野社家日記』第六 解題(竹内秀雄氏 三〇三頁。なお、「社家」とは一般的には「代々特定の神社の神職を世襲する家柄を指す(『神道事典』國學院大學日本文化研究所編) 弘文堂、一九九四年」とされるが、北野社における「社家」とは組織を意味し、上級社僧である「洞官」によって構成され、荘務権・検断権等を有する(洞官とは「朱番帳」(『北野社家日記』長享二年十二月二四日条) あるいは、「社家番帳」(同、二三日条) とも言われる社僧の名を隔次の順に記した基本台帳に記される社僧)。
- 北野社領関係の史料によっては、社家が松梅院を意味するように見える場合があるが、これは松梅院が公文所の長であること、公文所が社家に

- おける実務組織であり、社家を代表する存在として認識されていたことによると考えられる。一方、下級神職である「宮仕」にも「宮仕記録」が継続的に存在する。北野社において社僧の公的記録は祠官層と宮仕層それぞれに存在したと推測できる。
- また、松梅院を「院家」と呼ぶ研究が多い。「院家」の意味としてよく知られるものには「三門跡、脇門跡に継ぐ地位」とする例がある（『驢嘶餘』『群書類従』雑部巻四九〇）。松梅院をそのように理解することには無理があるし、松梅院は自らを通常「当坊」と名乗っている。従来の研究では、松梅院をそのような特定身分を持った「院家」と定義したわけではなく、単に「院」と付いているが故の「院家」という呼び方であると思われる。本稿では松梅院をそのような「院家」とは区別する。
- (7) 『石清水八幡宮文書 筑波大学所蔵文書 下』「解説」。一七四頁。
- (8) 三浦周行氏が大正六年の調査内容を記された『第六編史料研究・北野社記録』（『日本史の研究』第2輯 岩波書店 一九三〇年）や、寛文十二年当時の松梅院に残された日次記について記した『記録考覚』（尚禅法眼著。寛文十二年成立。筑波大学図書館蔵）は、松梅院伝来史料群の復元的研究において重要な史料である。
- (9) 「嘉吉四史料」と『記録考覚』とを見比べると、「社家條々抜書」及び「社家條々引付」が『記録考覚』でいう「嘉吉元年記」にあたり、「社家引付」及び「社家條々引付」が『記録考覚』でいう「嘉吉三年」の記にあたると考えられる。
- (10) 桜井前掲書。九四頁。
- (11) 『第七』「目安申状」所載の足利尊氏御判御教書、足利尊氏寄進状及び足利直義宛行状。二四一～二四二頁。長日常燈・長日法花経・長日大般若経・長日金剛般若経・毎月御神楽・毎日御本地供養法を合わせて六ヶ御願と呼んでいる。
- (12) 足利義教によって追加された供養法は以下の通り、如意輪加星供・五代尊合行・地藏供・聖観音供・普賢延命供・不動供。また、將軍誕生日御祈祷、毎月三句御誦経、晦日供養法の際の巻数が進上された。『北野社家日記』第二 延徳二年正月十五日条。
- (13) 小泉前掲論文。六頁。
- (14) 細川武稔「足利將軍家護持僧と祈祷」（『日本歴史』664）二〇〇三年九月 注六。
- (15) 桜井前掲書。二五頁。
- (16) 村尾元忠「足利義持の神仏依存傾向」安田元久先生退任記念論集刊行委員会編『中世日本の諸相』下巻 吉川弘文館 一九八九年四月 五四五頁。
- (17) 『満濟准后日記』永享四年五月二十日条。
- (18) 『第七』「社家條々抜書」三一～三三頁。「社家條々引付」三七～四〇頁。
- (19) 『満濟准后日記』永享五年六月六日条。宝成院明恵がこの当時どのような立場にあったのかは不明である。また小泉氏も取り上げたように『北

- 野天満宮史料 古記録「諸祠官様事」永享五年五月十六日条には、「御所様御師事 永享五年五月十六日 密乘院被_二仰付_一、仍光園院被_二三仰付_一所領等、今養寺・八坂・船中庄・浅野此分密乘院拜領、船中庄松養院、同廿八日初入」とある。
- (20) 『第七』「社家引付」嘉吉三年八月 四五頁。
- (21) 『第七』「日安申状」文龜二年 二三九頁。
- (22) 『第七』「社家記録」長享元年 一三六頁。
- (23) 『第七』「日安申状」永享二年六月九日足利義教御判御教書。一三七頁。
- (24) 『第七』「日安申状」永享二年八月十六日足利義教御判御教書。二三九頁。
- (25) 『第七』「日安申状」永享二年十月四日足利義教御判御教書。一三八頁。
- (26) 『第七』「日安申状」永享二年十二月三日足利義教御判御教書。二三九頁。
- (27) 米村前掲論文。九頁。各所領が寄附された年については「當宮造營料所御寄附年預」(『第七』「社家記録」九〇頁)参照。他に河内国八ヶ所も造營料所である。
- (28) 「御師職一隅儀」の記述については『北野社家日記』長享二年四月二五日条。造營奉行の職掌としては、御簾や御座の補修といった日常的な行為だけではなく、炎上した御殿の造營(『北野社家日記』第二一延徳二年十二月七日条)や、その造營費用として宛てられる所領_{II}造營料所の管理もあげられる。造營奉行職は、造營料所が御師職から分割されたことにより成立したのではないかと考えられるが、その時期は明確ではない。現段階における「造營奉行」の語の初見は享徳二年(一四五三)である(『第七』一三四頁)。
- (29) 『北野社家日記』第一 長享二年十一月十日条内、同年十月十六日付室成院明順言上状。
- (30) 『第七』「社家記録」明応四年七月日「北野宮寺 御師松梅院春松丸 雑掌謹言上、神道深秘并御師職兼帶而令_二存知_一否次第事」一五八頁。
- (31) 『建内記』永享十二年三月十二日条。
- (32) 『北野社家日記』第六 解題「竹内秀雄氏」。三二頁。
- (33) 例えば、系図Aによると、寛正三年(一四六二)に御師に就任したとされる密乘院禪盛が松梅院禪能の弟であると言う。しかし、現段階では直接、間接を問わず、史料上にその根拠を見いだすことはできない。
- (34) 『第七』「社家記録」長享元年 九八頁。
- (35) 『建内記』永享十二年三月十二日条。
- (36) 前掲論文の中で小泉恵子氏は「社家奉行とよばれる公文所の地位と、將軍御師職とは不可分の関係にあり、両職を併せ持つ者が北野社の総帥だったといえる(注5)」とされた。小泉氏は公文所が社家奉行と呼ばれたのかどうか考証をされていないように思う。『北野社家日記』に「社

- 家奉行」と見えるのは室町幕府の寺社対応窓口としての社家奉行である。北野社において松梅院が関わりを持つ職掌を整理すれば、竹内門跡によって補任されるものには「御殿奉行」「公文所」「政所」等があり、幕府によって補任されるものには「將軍御師」「宮寺領奉行」等がある。また、禪子の手によると思われる「當宮造官料所御寄附年預」(第七)「社家記録」九〇頁)には「御所様御師職社家公文所職當坊相続之条」とある。この場合「社家公文所職」とは「社家」における「公文所職」のことであることが明白である。以上、この場合の「社家奉行」に誤脱がなければ「社家」における「奉行」の意と解しておく。
- (37) 嫡子とは「その家の身分、財産を継承する地位に定められている者」のことであるが、「嫡妻の長子は嫡子になることが多かったが、それ以外の実子や養子を嫡子に立てる場合」もあった(『角川古語大辞典』「嫡子」の項)。このように、嫡子と長子は本来同じではない。しかし、「長子」は不適格で、「次男」がふさわしいと考える父禪能の考えと、まずは「嫡子」に定めよという義教の考え、この二つが異なっていることから考えれば、ここでは「嫡子」＝「長子」と考えられる。
- (38) 『第七』「社家條々抜書」正長元年八月二十八日条。四頁。
- (39) 北野社祠官衆中の座組織と思われる。
- (40) 『和漢朗詠集』四二五。『新編日本古典文学全集19』小学館 一九九九年十月 底本は「伝藤原行成筆御物粘葉本」
- (41) 『北野社家日記』第四 永正六年十二月二十四日条。竹内殿(曼殊院門跡)が述べたという源順の歌の内容も同一である。「松源院」が『親元日記』寛正六年七月二日条等複数に見られるのに対し、「松保院」は『北野社家日記』中の一ヶ所にしか見られない。東京大学史料編纂所の影写本を確認しても、「保」と「源」のくずし字は非常に近い。参考に「保」と「源」のくずし字の一例を示す。「保」ほ「源」げん
- (42) 『第七』「社家條々抜書」三三頁。正長二年八月三日付禪去・禪能連署状。
- (43) 『北野社家日記』第一 延徳元年八月十二日条。付年号は禪融の後筆と考えられる。
- (44) 『北野天満宮史料』古記録『三年一請会記録』二二五頁。禪能が嘉吉三年の三年一請会において主導的な役割を果たしていることから、嘉吉元年の義教没後、ある程度復権を果たしていたとする小泉氏の指摘は正しい。
- (45) 『北野天満宮史料』古記録『目安等諸記録書抜』二六九頁。
- (46) 『北野社家日記』第一 延徳元年九月十八日条。
- (47) 『北野社家日記』第一 宝徳元年十二月十五日条。
- (48) 三年一請会とは「北野社において神興・神宝などの点検修造などのため開かれた会式で、三カ年に一度勅願として行われる儀」のことである。竹内前掲書。一八八頁。
- (49) 『第七』「社家引付」文安五年六月二十八日条。五五頁。同内容の記述が「社家條々引付」にも見られるが、若干文言が異なっている。

- (50) 竹内氏は『北野誌』『北野文叢(紀文部) 第二二』天神記」奥書の記述を元に、延徳二年当時の禪子の年齢を四十一歳(宝徳二年(一四五〇)生まれ)としている(『北野社家日記』第六 解題(竹内氏)。三二二頁)。しかし、刊本である『北野文叢(北野神社社務所編『北野誌』所収)で確認した限りでは、禪子の年齢に関する「天神記全」の奥書記述は「神殿大預法眼禪豫當年四十□歳」とあって、ここから禪子の生年を確定することは出来ない。
- (51) 『北野社家日記』第一 延徳元年八月十二日条。
- (52) 『北野天満宮史料 古記録』『目安等諸記録書抜』二六九頁。
- (53) 『北野天満宮史料 古記録』『預記録』松梅院禪師春「一、当社宮仕就_{補任事}」三三三頁。
- (54) 『第七』「社家条々引付」嘉吉三年 六七頁。
- (55) 『第七』「社家引付」文安元年八月二三日「法橋禪融請文」、同日「常磐井宮御教書」。北野社領五条内裏・播磨国小松原庄を常磐井宮から寄進されたことに対して「法橋禪融請文」が出された。
- (56) 『北野天満宮史料 古記録』『千代徳殿勸請遷宮記録』二八一頁。この「禪光」については人物を確定できない。
- (57) 『第七』「社家条々引付」文安三年八月朔日条。八〇頁。
- (58) 『北野天満宮史料 古記録』『預記録』「尼神御社御遷宮、文安二年十一月廿五日」三三五頁。
- (59) 『北野天満宮史料 古記録』『預記録』「十二所御遷宮事、文安三年七月廿五日」三三七頁。
- (60) 『第七』「引付」明応四年七月日、「北野宮寺 御師松梅院春松丸雑掌謹言上、神道深秘并御師職兼帯而令_{存知}」否次第事」一五八頁。本史料は後世にまとめられたものであるから、ここに記された僧位僧官は禪融の最終的な僧位僧官であると考えられる。同時代史料には長く「法橋」であった禪融が「法眼」と記されることは矛盾しない。
- (61) 『第七』延徳三年 一四四頁。
- (62) 永享四年の御手水神事には「禪春」が服喪期間中であつたため、勝蔵坊胤禪が参動したという(『第七』「社家条々引付」三七七頁)。この時点では成人前と考えられる禪融(後の禪春)が御手水神事に参動する立場にあつたとは考えられない。そのため、永享四年時点に見られる「禪春」は本稿で問題としてきた宝徳元年以降に見られる禪春(禪融)とは別人と考える。
- (63) 『第七』「社家記録」長享元年十月日密乘院申状案文。一〇〇頁。
- (64) 『北野天満宮史料 古文書』六六号 文明元年七月五日勝蔵坊胤禪請文案。
- (65) 『第七』「引付」明応四年七月晦日条。一六〇頁。
- (66) 『満濟准后日記』永享四年五月二十日条。

(67) 『第七』「引付」明応四年七月二七日 一五七〜一五八頁。

(68) 『第七』「引付」明応四年七月日「北野宮寺 御師松梅院春松丸雜掌謹言上、神道深秘并御師職兼帯而令存知」否次第事」一五八頁。

(69) 正長から永享にかけての松梅院禅能の様子は、清水克行氏「正長の徳政一揆と山門・北野社相論」『歴史学研究』7 71 二〇〇三年一月。再録「室町社会の騷擾と秩序」吉川弘文館 二〇〇四年八月。参照。清水氏は正長の徳政一揆によって、北野社や禅能がどのような影響を受けたのかについては考察の対象とはされていない。

(70) 「北野神社文書」二二九(4) 北野社秘決 『早稲田大学荻野研究叢書』上巻早稲田大学図書館編 吉川弘文館 一九七八年十月。

(71) 大田壮一郎「室町殿の宗教構想と武家祈祷」『ヒストリア』188 二〇〇四年一月など。

補注

近年、末柄豊氏の論文「宗祇書状の伝来に関する一考察―蒐集文書と紙背文書―」(『室町時代研究』1 二〇〇二年)の中で取り上げられた北野宮大工職に関する紙背文書(『岩井武俊氏所蔵文書』三 鹿苑院納所禅師宛松梅院禅予送状紙背文書)の中に、あたかも松梅院禅融が発給したかのような永享十年八月二一日付の文書を含む記録断簡が見られる。この記録断簡は、『北野社家日記』延徳元年十月二三日条の「毎年拾五石之由帯」御奉書」と「大工職事可改動」者也」との間にそのまま入るべきものである。

記録断簡を挿入して日次記を読めば、禅融の書状とされたこの文書は「文字等不能是非」と禅予がいうように筆跡が異なるものであり、既に明らかにしたとおり、永享十年に禅融がこのような文書を発給できる立場にいたとは考えられない。そのような意味からも記録断簡に納められた二通の文書は禅予の言うとおり「謀書」なのである。